

社会保険労務士（特定）・行政書士宮川英之事務所 行動計画

職員が各々の能力を最大限発揮でき、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間： 令和7年4月20日～令和10年4月19日（3年間）

2.内容

目標1：「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の周知物を作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和7年4月～ やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和7年5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年6月～ 周知物の作成
- 令和7年7月～ 職員への周知開始

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和7年5月～全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和7年6月～育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標3：子の看護休暇について法定義務の一人5日、二人以上10日を上回る日数を取得可能とする制度を導入する。

- 令和7年8月～導入後の影響調査と付加日数の検討
- 令和7年8月～制度導入、就業規則改定